

令和2年3月2日

保護者様

兵庫県立赤穂高等学校

校長 山田 潔

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業について

2月27日の夕刻、総理大臣から、子どもたちの健康・安全を守る観点から、日常的に長時間集まることによる感染リスクを重く受け止め、全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を臨時休業する内容の要請がありました。

これをふまえ、本校では、他の兵庫県立学校と同様に下記の措置を講じます。ご理解ご協力賜りますようお願いいたします。

記

- 1 3月3日（火）から当面2週間（3月15日（日）まで）臨時休業とします。
- 2 感染拡大防止に関する指示
 - (1) 臨時休業期間中は、基本的に自宅で過ごし、不要不急の外出を控えてください。
 - (2) 臨時休業期間中においても、日々の健康管理につとめ、新型コロナウイルス感染症が疑われる発熱等の症状がある時は、帰国者・接触者相談センター（赤穂健康福祉事務所0791-43-2321など）に相談し、その指示内容に基づき、電話で連絡をした上で受診してください。
 - (3) 臨時休業期間中に、発熱等の症状があり受診した場合は、必ず学校に連絡してください。
- 3 情報について

必要な情報は、ライデンメール、学校ホームページ等により発信しますので、随時確認してください。また緊急の際には、こちらから直接連絡することもありますので、連絡がつくような措置をお願い致します。なお、ライデンメールに登録されていないご家庭は、今回は緊急事態であることをご理解いただき、裏面の要領で必ずご登録ください。登録できない事情がある場合は、担任にご相談ください。
- 4 お問い合わせ・ご連絡・ご確認

赤穂高等学校 0791-43-2151

赤穂高校ホームページ

